

消防予第 264 号  
平成 24 年 7 月 4 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁予防課長  
(公印省略)

「聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器普及支援事業」に係る支援対象者への周知及び申請支援の強化について

「聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器普及支援事業の実施」については平成 23 年 9 月 29 日付け消防予第 366 号で通知したところですが、別添 1 のとおり 6 月 20 日現在の全国の申請件数は、約 2,000 件となっております。

本事業は、聴覚障がい者対応型の住宅用火災警報器の普及を支援することによって、支援対象者を住宅火災から守るものであることから、本主旨に鑑み下記事項に留意し、支援対象者への周知及び申請支援を強化いただくようお願いします。

各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知いただくようお願いします。

なお、厚生労働省社会・援護局保護課及び障害保健福祉部企画課自立支援振興室から別添 2 及び別添 3 のとおり「聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器普及支援事業」に係る支援対象者への周知及び申請支援の強化について（平成 24 年 7 月 4 日付け事務連絡）が各都道府県民生主管部生活保護主管課及び障害保健福祉主管課宛てに発出されていることを申し添えます。

## 記

### 1 申請件数について

(1) 本事業は、予算上約 4,000 世帯の設置を想定しています。

- (2) 本事業は、平成 24 年 12 月 31 日までの申請としていますが、期間中であっても申請件数が事業予算額に達した時点で終了となるため、ダイレクトメールの発送を計画している地域は早めの発送をお願いいたします。
- (3) **別添 1** についてのお問い合わせは、**ALSOK 地域担当者（各支部の担当者）** へお願いします。
- (4) ALSOK では、随時申請状況等を更新しております。**今後の申請状況等のお問い合わせ**は、ALSOK テレホンサービスセンターへお願いします。

ALSOK テレホンサービスセンター	0120-297-949
--------------------	--------------

## 2 地域実施計画について

- (1) 未だ地域実施計画を作成していない市町村（支援対象者リスト作成時点で支援対象者がいない市町村を含む）については、早急に地域実施計画を作成してください。
- (2) 地域実施計画の変更が必要な場合は、ALSOK と協議してください。

## 3 周知及び申請支援の強化について

- (1) 地域実施計画に基づき、支援対象者リストを作成した市町村については、前回作成した時点から支援対象者が増加していることも考えられますので、随時、支援対象者の把握及び支援対象者への周知をお願いします。
- (2) 申請状況によっては、ダイレクトメールの再送付、周知方法の変更（例：ダイレクトメールから戸別訪問への切り替え）等、支援対象者への周知及び申請支援の強化を図っていただきますようお願いいたします。
- (3) 本事業の広報の際は、以下のホームページをご活用ください。  
<http://www.jyukeiki-shien.jp/index.php>

### <連絡先>

消防庁予防課予防係 児玉、柳瀬  
電話：03-5253-7523  
E-mail:[t.yanase@soumu.go.jp](mailto:t.yanase@soumu.go.jp)

別添 2

事務連絡  
平成24年7月4日

都道府県  
各 政令市 民政主管部（局）  
中核市  
生活保護主管課 御中

厚生労働省社会・援護局保護課

**「聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器普及支援事業」に係る  
支援対象者への周知及び申請支援の強化について（事務連絡）**

生活保護行政の推進につきましては、平素より格段のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

先般、消防庁において「聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器普及支援事業」（以下「同事業」という。）が実施される旨、平成23年9月29日付け事務連絡にてお知らせしているところです。（別添資料参照）

本日付で、総務省消防庁予防課長から各都道府県消防防災主管部長等に対し、別添のとおり同事業の申請状況や申請対象者への周知等の強化等についての通知が発出されましたので情報提供させていただきますとともに、同事業の支援対象者への周知等につき、引き続きご協力をお願いいたします。また、都道府県におかれましては、管内市町村に対してご周知下さいますようお願いいたします。

なお、障害担当部局に対しては、別途障害保健福祉部企画課自立支援振興室より事務連絡が発出されることになっておりますので、念のため申し添えます。

（照会先）

厚生労働省社会・援護局保護課

自立支援係長 大友

電 話 03-5253-1111（内線2834）

03-3595-2613（直通）

F A X 03-3592-5934

別添3

事務連絡  
平成24年7月4日

都道府県  
各 指定都市 民政主管部（局）  
中核市  
障害保健福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
企画課自立支援振興室

「聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器普及支援事業」に係る  
支援対象者への周知及び申請支援の強化について

聴覚障害者に対する障害福祉行政の推進につきましては、平素より格段のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

先般、消防庁において「聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器普及支援事業」（以下「同事業」という。）が実施される旨、別添1のとおり平成23年9月29日付け事務連絡にてお知らせしているところです。

本日付で、総務省消防庁予防課長から各都道府県消防防災主管部長等に対し、別添2のとおり同事業の申請状況や申請対象者への周知及び申請支援の強化等についての通知が発出されたので情報提供させていただきますとともに、同事業の支援対象者への周知及び支援体制の強化等につき、引き続きご協力をお願いいたします。また、都道府県におかれましては、管内市町村に対してご周知下さいますようお願いいたします。

なお、生活保護担当部局に対しては、別途、社会・援護局保護課より事務連絡が発出されることになっておりますので、念のため申し添えます。

(照会先)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

企画課自立支援振興室 田口、羽染

電話 03-5253-1111 (内線3079、3076)

03-3595-2097 (直通)

F A X 03-3503-1237